

# Chapter 主催 Award に関するガイドライン

IEEE Japan Council Chapter Operations Committee

2025.1.1 改定(Ver. 3)

## 1. 基本的考え方

Chapter は、IEEE 会員が人間的にまた専門家として成長することを手助けする貴重な機会となる様々な活動を、地域の状況に応じてきめ細かく提供する。この Chapter 活動を一層活性化することを目的として、原則、以下の5カテゴリの Chapter 主催 Award を授与することができる。Chapter Operations Committee は、Chapter 主催 Award に対して財政的な支援を行うことができる。

(Award カテゴリ)

1. 評価対象として定める一年間以上の一定期間を通じた雑誌掲載論文及び査読（選考）のある国際会議または国内会議における発表論文の筆頭著者又は全著者を対象とした Chapter 主催 Award(例 優秀論文賞)  
(注意) 本カテゴリの Chapter 主催 Award は、当該分野の進歩向上に重要な貢献をした論文に対して表彰するものであり、該当する論文がない場合には、表彰を行わない。
2. 評価対象として定める一年間以上の一定期間を通じた雑誌掲載論文及び査読（選考）のある国際会議または国内会議における発表論文の筆頭著者を対象とした Chapter 主催 Award(例 学生論文賞または若手論文賞)
3. 国内研究会や大会など査読（選考）がない発表論文の筆頭著者や会誌掲載論文の筆頭著者を対象とした Chapter 主催 Award(例 学生奨励賞または若手奨励賞)
4. 国内における論文以外の成果（設計、プログラム、ハードウェア試作品など）に対する主たる貢献者を対象とした Chapter 主催 Award (例 学生奨励賞または若手奨励賞)
5. 当該分野の発展に大きな功績をおさめた個人又はグループに対する Chapter 主催 Award(例 功績賞)

(注意) 発表論文に対しては、筆頭著者の代わりに、連名かつ発表した者を授与対

象とすることができる。

## 2. Award 登録に関する原則

### 2.1. Award 名

Chapter 主催 Award は、Award 名の一部に Chapter 名を含む。

(例) “IEEE ○○-S Japan Chapter Best Paper Award”、“IEEE ○○-S Japan Chapter Young Researcher Award”

ただし、日本における同一ソサイエティの全 Chapter による共催事業である場合は、ソサイエティ名と“Japan”を組み合わせた Award 名 (“Chapter”という語を含まない) としてもよい。

(例) ○○-S Japan Chapter、○○-S Kansai Chapter、○○-S Nagoya Chapter の共同事業である場合、

“IEEE ○○-S Japan Best Paper Award”

“IEEE ○○-S Japan Young Engineer Award”等

また、日本における同一ソサイエティの複数 Chapter (全 Chapter でない) による共催事業である場合は、Award 名の一部に Chapter 名の組合せを含むこと。

(例) ○○-S Japan Chapter、○○-S Kansai Chapter、○○-S Nagoya Chapter のうち、2 Chapter の共同事業である場合、

“IEEE ○○-S Japan/Kansai Chapter Best Paper Award”

“IEEE ○○-S Kansai/Nagoya Chapter Young Engineer Award”等

また、年複数回実施する Award (例えば、春・秋に同名称の Award を開催) については、Award 名に開催時期などがわかる文言を名称に追記し、後述の Award 登録も複数回個別に行う。

(例) “・・・ Award (Spring)”、“・・・ Award (Autumn)”

### 2.2. Award 登録

賞の価値を客観的に確認できるよう、授与基準を明確にし、あらかじめ Japan Council に登録する。

1. Award カテゴリ 1, 2, 3, 4 については、Award 授与対象となる雑誌、国際会議、研究会、成果の対象をあらかじめ Japan Council に登録する。
2. Award カテゴリ 1 及び 2 についての授与基準には、対象雑誌または国際会議の論文採択率など授与に価することがわかる数字、授与候補者総数（基本的には IEEE 会員の論文が対象となるが、受賞者の入会を促すことを想定して、全発表者数を母数とみなすことも容認する）、並びに想定する受賞者割合を明記する。
3. Japan Council では上記の情報、および、各 Chapter へのリンクを一覧表の形式で HP に掲載する。

Award に関する以下の情報を、各 Chapter の HP で掲載するとともに、Japan Council の HP に掲載するための情報も速やかに提供する。

1. 実際の選考基準、当該雑誌または国際会議等の論文採択率、授与候補者総数と受賞者割合、選考委員会の構成を明記する。ただし、選考委員会の構成員数は、審査論文数が 10 件/人を上回らないことを目安とし、最低人数を 3 人とする。
2. 受賞者氏名、受賞対象となった論文題目、受賞理由を、授与決定後速やかに掲載する。

### 3. Award 授与に関する原則

#### 3.1. 授与数

1. 学生、若手会員に対する授与数上限は、授与対象となる IEEE 会員の発表者または著者の数の 10%とする。以下の目安も、この原則に従う。
2. 若手奨励賞授与数上限は、対象件数の 10%もしくは 5 件のいずれか少ない数とする。

（特例）採択率が 30%を回る雑誌や国際会議を対象とする場合の授与数上限は、対象となる全論文数もしくは 5 件のいずれか少ない数とする。

3. Chapter 全体の年間表彰者数上限は、Chapter 会員数の 3~5%程度とする。複数の Chapter が Joint で Award を授与する場合には、表彰者数をそれぞれの Chapter 会員数で案分する。

(例) IEEE MTT-S Japan/Kansai Young Engineer Award を $n$ 人に与えた場合、IEEE ○○-S Japan Chapter 会員数 $a$ 人、IEEE ○○-S Kansai Chapter 会員数 $b$ 人として、

IEEE ○○-S Japan Chapter は $\frac{na}{a+b}$ 人表彰、

IEEE ○○-S Kansai Chapter は $\frac{nb}{a+b}$ 人表彰したことになる。

### 3.2. 授与対象

1. 「学生」を対象とした Award の場合、「社会人学生」を従来の概念の「学生」とみなすかどうかを明確にする。大学等の教育機関を卒業、修了、或いは退学した後、2年を超える就業期間を過ぎて再び、企業、団体等に在籍したまま大学等の教育機関において学ぶ学生を「社会人学生」とし、Award 選考に際して「学生」ではなく「一般社会人」の扱いとする。また、上記の範疇に入らない「働きながら学ぶ学生」は、「社会人学生」ではなく、年齢にかかわらず従来概念の「学生」とみなす。
2. 「学生」を対象とする Award における受賞対象論文の認定：当該学生が在学中に投稿した論文の「学会講演」及び「雑誌掲載」、並びに前記「学会講演」論文が後日「雑誌掲載」された論文の筆頭著者、発表者、または筆頭著者かつ発表者を授与対象とすることができる。受賞日において、受賞者が学生でなくてもよい。但し、受賞対象者が受賞日において学生でない場合には、在学中の投稿であることの証拠を要求することがある。
3. 「一般人の若手」を対象とする Award における受賞対象論文の認定：所属する教育機関、企業、団体等における研究成果に関する論文を対象とし、「投稿時点での年齢」に制限を設ける。論文の内容が、職務として実施した研究と一致するかどうかは問わない。
4. 一般社会人を対象とする賞は、学生に授与しない。
5. 研究、開発、実用化の「グループの業績」に関する表彰：中心的役割を果たした人物が会員であることを前提として、当該 Award の申請を認める。表彰盾には、グループ全員の氏名と顕彰理由（業績内容）を彫り込む。
6. 受賞者は、IEEE 会員であるか、受賞時点までに入会申請を済ませている者に限る。

(注意) 上記受賞者は、Award を主催する Chapter の IEEE 会員\*であることを基本とするが、Chapter の判断で国内の IEEE 会員\*まで広げることができる。また、Parent Society が主催・共催、あるいは、Chapter が主催・共催する国内開催の国際会議などにおいて Chapter 主催で Award 表彰を行う場合には、海外の IEEE 会員\*も受賞者にすることができる。

授与資格 (IEEE 会員) は厳格に確認する。特に受賞内定時に会員でない場合は、入会申請完了を証明する会費領収証の写しを、受賞日までに提出するものとする。万一提出のない場合は、授与取消しを含む必要な措置をとる。

\*)受賞日までに入会申請を済ませている者も含む。

7. Chapter 主催の各 Award は、Parent Society から受賞済み (ただし、旅費支援を目的とする賞は含まない) の論文を対象としない。また、他学会など外部団体からの重複受賞を妨げるものではない。
8. Chapter 主催の各 Award の賞金は受賞者の収入 (所得) として扱うなど、受賞者に適正な会計処理の指導を行う。
9. 受賞者が「個人」である場合、盾や賞状などに記す受賞者名は、受賞者の個人名とする。なお、受賞者名に加えて受賞対象論文の詳細情報 (雑誌名称等) を記載する場合は、全著者名と論文タイトルを記載する。